

「差止請求訴訟」及び「2018年度に予定または実施している差止請求関係業務における具体的な取り組み」について

特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム

※現在取り組んでいる差止請求訴訟は

- ・冠婚葬祭互助会を運営する株式会社平安閣エヌピーオー互助会に対して、互助会契約約款の中途解約金条項が、平均的損害を上回る違約金を徴収する内容であるため、消費者契約法9条1号、10条により無効、約款使用の差止を求めて訴訟提起し現在係争中です。

この約款では、たとえば、240,000円コース会員が、8回の積立をなした時点で解約した場合には、積立金16,000円(2,000円×8回)から15,401円を差引かれた599円の払戻しか受けられないことになる。

また、同社が作成した「互助会のおトク」と題するパンフレットでは、葬儀一式の費用について、60万円コース(会員の場合)では、非会員の場合には978,300円になり、その差額378,300円と記載され、会員の方が有利な条件でサービスの提供を受けることができる旨の表示がなされている。しかし、非会員のための事業はしておらず実際には提供されない価格を表示して、それとの対比で割引と表示し、明白な二重価格表示であり、有利誤認表示として景表法5条2号違反であることも訴えています。

※その他の差止請求業務は

- ・分冊百科とは、書店で販売されていて毎号部品と解説書をセットで購入する様になっている書籍です。初回は安く購入できるが2回目以降は高くなり、完成するまでの総額が分かりにくい。

この様な書籍を販売している、株式会社デアゴスティーニ・ジャパンとアシェット・コレクションズ・ジャパン株式会社の2社に対して分かりやすい表示を求める申し入れを行っています。

- ・インターネットで語学学習を行う、株式会社アンサンブルアンフランセに対しても利用規約の改訂を求める申し入れも行いました。
- ・今後は、毎月発行されるフリーペーパーに掲載されている広告の表示について検討する予定です。